令 和 5 年 度 事 業 予 定 計 画 書

(1)共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

区分		組合員数	農作物共済					家畜共済													
								死亡廃用共済									疾病傷害共済				
			水稲			麦	計	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	計	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	計
			全相殺	半相殺	インデックス																
区域内の概数		戸			a	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		25,263		586,000		500	586,500	446	51	775	1,993	−	−	131	1,305	4,701	497	2,768	−	131	3,396
前年度引受実績		15,466	2,190.6	373,724.2	28.5	−	375,943.3	544	15	651	1,762	−	−	−	−	2,972	438	1,526	−	−	1,964
本年度引受計画	北部支所	7,100	500	185,830	−	−	186,330	0	0	155	565	−	−	−	−	720	0	570	−	−	570
	中部支所	4,100	2,000	89,360	−	−	91,360	40	5	190	640	−	−	−	−	875	40	450	−	−	490
	南部支所	4,200	2,000	74,580	30	−	76,610	510	5	300	560	−	−	−	−	1,375	400	510	−	−	910
	計	15,400	4,500	349,770	30	−	354,300	550	10	645	1,765	−	−	−	−	2,970	440	1,530	−	−	1,970
本年度予定引受率		%		%		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		61.0		60.5		−	60.4	123.3	19.6	83.2	88.6	−	−	−	−	63.2	88.5	55.3	−	−	58.0

区分		果樹共済									畑作物共済
		うんしゅうみかん	指定かんきつ	もも	びわ	かき	うめ	すもも	キウイフルーツ	計	大豆
		半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺	半相殺		
区域内の概数		a 678,000	a 163,900	a 70,300	a 3,400	a 248,000	a 489,000	a 28,700	a 15,900	**a** **1,697,200**	**a** **2,700**
前年度引受実績		176,419.7	12,679.7	7,072.8	1,867.7	20,061.8	133,468.5	1,543.0	2,072.3	**355,185.5**	－
本年度引受計画	北部支所	36,100	2,130	7,080	1,440	20,000	2,760	1,090	1,600	**72,200**	－
	中部支所	129,220	10,000	－	430	－	2,870	－	480	**143,000**	－
	南部支所	11,100	500	－	－	－	127,930	470	－	**140,000**	－
	計	176,420	12,630	7,080	1,870	20,000	133,560	1,560	2,080	**355,200**	－
本年度予定引受率		% 26.0	% 7.7	% 10.1	% 55.0	% 8.1	% 27.3	% 5.4	% 13.1	% **20.9**	% －

区分		園芸施設共済												任意共済			
		ガラス室			プラスチックハウス									農機具			保管中農産物補償共済
		Ⅰ類	Ⅱ類	小計	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	Ⅳ類甲	Ⅳ類乙	Ⅴ類	Ⅵ類	Ⅶ類	小計	計	損害	更新	計	
区域内の概数		棟 －	棟 158	棟 158	棟 －	棟 4,135	棟 1,131	棟 566	棟 104	棟 596	棟 557	棟 －	棟 7,089	**棟** **7,247**			**台** **10,000**	**－**
前年度引受実績		－	36	36	－	3,548	534	378	71	398	369	－	5,298	**5,334**	213	－	**213**	**－**
本年度引受計画	北部支所	－	22	22	－	1,320	298	170	40	35	100	－	1,963	**1,985**	110	－	**110**	**－**
	中部支所	－	15	15	－	1,350	160	150	25	195	279	－	2,159	**2,174**	15	－	**15**	**－**
	南部支所	－	－	－	－	970	100	75	15	180	1	－	1,341	**1,341**	40	－	**40**	**－**
	計	－	37	37	－	3,640	558	395	80	410	380	－	5,463	**5,500**	165	－	**165**	**－**
本年度予定引受率		% －	% 23.4	% 23.4	% －	% 88.0	% 49.3	% 69.8	% 76.9	% 68.8	% 68.2	% －	% 77.1	% **75.9**			% **1.7**	% **－**

(2) 農業共済事業の規模

(ア) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等 ＼ 項目			引受 本年度予定	引受 前年度実績	共済金額	共済掛金 総額 Ⓐ	共済掛金 国庫負担金 Ⓑ	共済掛金 農家負担金 Ⓒ	保険料 Ⓓ	交付金又は(納入保険料) Ⓔ=Ⓑ−Ⓓ	手持共済掛金 Ⓕ=Ⓐ−Ⓓ
農作物共済	全相殺	水稲	4,500 a	2,190.6 a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			196,830 kg	90,903 kg	38,579	362	181	181	44	137	318
	半相殺		349,770	373,724.2							
			13,599,057	14,488,713	2,665,415	13,878	6,939	6,939	5,439	1,500	8,439
	インデックス		30	28.5							
			1,166	1,156	229	0	0	0	0	0	0
	麦		−	−							
			−	−	−	−	−	−	−	−	−
	計		354,300	375,943.3							
			13,797,053	14,580,772	2,704,223	14,240	7,120	7,120	5,483	1,637	8,757
家畜共済	死亡廃用共済	搾乳牛	550 頭	544 頭	81,400	5,167	2,583	2,584	1	2,582	5,166
		育成乳牛	10	15	1,870	31	15	16	0	15	31
		繁殖用雌牛	645	651	169,635	2,034	1,017	1,017	2	1,015	2,032
		育成・肥育牛	1,765	1,762	363,590	8,181	4,090	4,091	3	4,087	8,178
		種豚	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		肉豚	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		死亡廃用共済計	2,970	2,972	616,495	15,413	7,705	7,708	6	7,699	15,407
	疾病傷害共済	乳用牛	440	438	3,520	2,678	1,339	1,339	0	1,339	2,678
		肉用牛	1,530	1,526	10,710	6,198	3,099	3,099	0	3,099	6,198
		種豚	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		疾病傷害共済計	1,970	1,964	14,230	8,876	4,438	4,438	0	4,438	8,876
	計		−	−	630,725	24,289	12,143	12,146	6	12,137	24,283
果樹共済	半相殺減収総合一般	うんしゅうみかん	176,420 a	176,419.7 a	4,542,537	265,971	132,985	132,986	15,544	117,441	250,427
		指定かんきつ	12,630	12,679.7	327,603	14,225	7,112	7,113	108	7,004	14,117
		もも	7,080	7,072.8	230,992	13,798	6,899	6,899	1,949	4,950	11,849
		びわ	1,870	1,867.7	31,821	3,074	1,537	1,537	965	572	2,109
		かき	20,000	20,061.8	365,548	20,564	10,282	10,282	573	9,709	19,991
		うめ	133,560	133,468.5	3,824,496	313,853	156,926	156,927	42,506	114,420	271,347
		すもも	1,560	1,543.0	33,137	2,184	1,092	1,092	322	770	1,862
		キウイフルーツ	2,080	2,072.3	93,262	4,234	2,117	2,117	462	1,655	3,772
	計		355,200	355,185.5	9,449,396	637,903	318,950	318,953	62,429	256,521	575,474

共済目的等 ＼ 項目			引受 本年度予定	引受 前年度実績	共済金額	共済掛金 総額 Ⓐ	共済掛金 国庫負担金 Ⓑ	共済掛金 農家負担金 Ⓒ	保険料 Ⓓ	交付金又は(納入保険料) Ⓔ=Ⓑ−Ⓓ	手持共済掛金 Ⓕ=Ⓐ−Ⓓ
畑作物共済	大豆		― a ― kg	― a ― kg	千円 ―	千円 ―	千円 ―	千円 ―	千円 ―	千円 ―	千円 ―
	計		― ―	― ―	―	―	―	―	―	―	―
園芸施設共済	ガラス室	Ⅰ類	― 棟	― 棟	―	―	―	―	―	―	―
		Ⅱ類	37	36	294,086	233	112	121	22	90	211
		小計	37	36	294,086	233	112	121	22	90	211
	プラスチックハウス	Ⅰ類	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		Ⅱ類	3,640	3,548	3,302,575	37,984	18,607	19,377	11,430	7,177	26,554
		Ⅲ類	558	534	1,604,140	19,079	9,401	9,678	2,968	6,433	16,111
		Ⅳ類甲	395	378	1,497,914	14,170	6,957	7,213	1,525	5,432	12,645
		Ⅳ類乙	80	71	447,206	758	368	390	78	290	680
		Ⅴ類	410	398	2,454,691	5,248	2,428	2,820	663	1,765	4,585
		Ⅵ類	380	369	100,555	1,664	824	840	445	379	1,219
		Ⅶ類	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		小計	5,463	5,298	9,407,081	78,903	38,585	40,318	17,109	21,476	61,794
	計		5,500	5,334	9,701,167	79,136	38,697	40,439	17,131	21,566	62,005
合計			―	―	22,485,511	755,568	376,910	378,658	85,049	291,861	670,519

(イ)任意共済事業の規模

共済目的等 ＼ 項目			引受 本年度予定	引受 前年度実績	共済金額	共済掛金・賦課金 総額	共済掛金 Ⓐ	賦課金	再共済掛金 Ⓑ	再共済手数料 Ⓒ
共済関係	農機具	損害共済	台 165	台 213	千円 324,280	千円 1,493	千円 1,149	千円 344	千円	千円
		更新共済	―	―	―	―	―	―		
	計		165	213	324,280	1,493	1,149	344		
	保管中農産物補償共済		― 口	―	―	―	―	―		
合計			―	―	324,280	1,493	1,149	344		

(ウ)[受託事業]農業経営収入保険事業　　(経営体)

支所名	対象数（青色申告数）【2020農林業センサス・現金主義を除く】 A	推進対象（顧客リスト） B	目標件数 C＝D＋E	継続分			新規目標			計画率		対前年
				個人	法人	D計	個人	法人	E計	C／A	C／B	C／D
北　部	3,387	3,793	870	708	20	728	138	4	142	25.7%	22.9%	119.5%
中　部	2,290	2,267	560	390	11	401	155	4	159	24.5%	24.7%	139.7%
南　部	2,451	2,744	870	754	7	761	105	4	109	35.5%	31.7%	114.3%
合　計	8,128	8,804	2,300	1,852	38	1,890	398	12	410	28.3%	26.1%	121.7%

⑶　引受計画と実施方策

ア　農作物共済

１．　引受計画

水稲については、引き続き農業再生協議会等と連携して経営所得安定対策に係る作付面積確認依頼書と水稲共済加入申込書との一体化様式による引受けを継続し、より補償内容が充実した全相殺方式への加入を優先的に推進し、個々の農家ニーズにあった引受方式を提案しながら引受面積3,543㌶の達成につとめる。

２．　実施方策

①　加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保するとともに、水稲共済加入申込書を精査し、適正引受に取り組む。

②　一体化処理の活用により農家の作付状況を把握し、農業保険顧客リストに基づき、未加入農家に対する加入推進に取り組む。

③　単位当たり共済金額及び補償割合等については、農家の意向を踏まえつつ補償の充実を図るため最高金額等選択を推進する。

④　国が定めるガイドラインに沿った方法により、組合員の被害実態に応じた危険段階別共済掛金率を設定し、掛金負担の公平化を図る。

⑤　共済掛金等の納入については、期限内納入の周知を徹底し、未納による共済関係の解除の防止につとめる。

⑥　全相殺方式の加入推進に当たっては、乾燥調製受託者にデータ提供の協力を依頼するとともに、委託農業者への戸別推進と、確定申告書類を用いて全相殺方式への加入可能の周知と推進につとめる。

イ　家畜共済

１．　引受計画

穀物価格の上昇等によって飼料価格が上昇し、畜産経営を圧迫していることに加え、飼育農家の高齢化・担い手不足など畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況であるが、個別訪問により農家のニーズに即した加入推進に取り組み、死亡廃用共済2,970頭、疾病傷害共済1,970頭の達成につとめる。

２．　実施方策

①　既加入者に対し、新しくなる疾病傷害共済の危険段階別共済掛金率の設定・適用について説明し個々の経営に即した補償内容の提案を行い完全継続に取り組む。

②　有資格農業者情報を収集し、農業保険顧客リストに基づき、未加入者に対して、継続的な推進を家畜保健衛生所等関係機関と連携して加入推進につとめる。

③　個体評価の適正化につとめるとともに、加入農家の意向を踏まえつつ死亡廃用共済と新しくなる疾病傷害共済のセット加入につとめ、補償の充実を図る。

④　牛トレサ情報に基づき期中の飼養頭数を確実に把握し、適正引受に取り組む。

ウ　果樹共済

１．　引受計画

果樹農業は本県の農業算出額の６割を占める基幹産業であり、果樹栽培農家のセーフティーネットとして収入保険と共に機能を十分発揮できるよう、積極的な推進に取り組み、引受面積3,552㌶の達成につとめる。

２．　実施方策

①　標準収穫量について、園地条件・肥培管理・損害評価実績等を検討し、適正な設定を行う。

②　園地台帳および植栽図の補正を随時行い、適正な引受につとめる。

③　国が定めるガイドラインに沿った方法により、組合員の被害実態に応じた危険段階別共済掛金率を設定し、掛金負担の公平化を図る。

④　ＮＯＳＡＩ部長等の基礎組織を通じて、地域に密着した加入推進活動を早期に取り組むとともに、県・市町村・出荷団体及びＪＡ等関係機関の協力のもと農業保険顧客リストに基づき、未加入農家の共済資源や栽培実態の把握につとめる。

⑤　共済掛金等の納入については、期限内納入の周知を徹底し、分納・延納措置の活用も選択肢として加え、未納による共済関係の解除の防止につとめる。

⑥　果樹共済既加入者の青色申告者に対しては総合補償としての収入保険を中心に推進を行う。帳簿の整備状況等から帳簿全相殺方式に加入できる組合員が少ない現状を踏まえ、アンケートの実施と確定申告書類を用いて全相殺方式への加入可能の周知をしていく。

⑦　農家経営の柱となる樹種を推進重点品目に、また、各樹種の主産地で引受率の低位な市町村を中心に推進重点地区を設定し、引受率向上のため、地域の実態に応じたより効果的な加入推進活動に取り組む。

エ　畑作物共済

１．　引受計画

有資格農業者に対して制度の普及につとめる。

２．　実施方策

関係機関との連携を密にし、県下の栽培規模の把握につとめるとともに農家のニーズを踏まえた加入推進に取り組む。

オ　園芸施設共済

１．　引受計画

施設園芸農家の高齢化に加え原油価格高騰等で離農者がある中、有資格農家の把握と見直しを行いながら、未加入者に対して災害リスクの高まりやリスクに備える重要性を啓発し、制度の普及を図り経営の安定に寄与するため、関係機関との連携を密に加入拡大に取り組み、引受棟数5,500棟の達成につとめる。

２．　実施方策

①　補償額の充実や補償範囲の選択による各種割引等制度を丁寧に説明し、農家のニーズに即した提案型推進に取り組む。

②　農業保険顧客リストに基づき、未加入農家への戸別訪問による推進に取り組み

青色申告者には、収入保険とのセット加入を推奨する。

③　生産組織等を通じ制度の周知に努め集団加入を働きかける。

④　県が独自に実施する補助事業について、園芸施設共済加入の要件化を要望することにより、加入率の更なる向上を図る。

カ　任意共済

Ⅰ．　農機具共済

１．　引受計画

制度の普及推進と戸別訪問による加入推進に取り組み、引受台数 165 台の達成につとめる。

２．　実施方策

①　大型農機具を所有する稲作農家を中心に、制度の普及推進に取り組む。

②　補償割合、地震特約等を農家に提案するなどの提案型推進に取り組む。

Ⅱ．　保管中農産物補償共済

１．　引受計画

農作物共済及び果樹共済加入者に対し制度の普及につとめる。

２．　実施方策

制度の内容を記したパンフレット等を用いて、農作物共済及び果樹共済の加入推進時に説明を行い普及推進に取り組む。

キ　収入保険

１．　引受計画

農業保険顧客リストを基に効率的な推進活動を実施し、制度内容の周知、普及拡大に努め、加入経営体数 2,300 経営体の達成につとめる。

２．　実施方策

①　JA・県・農業会議等、各関係機関を構成員とする推進協議会が実施する説明会等で制度内容の周知・普及を図る。

②　新たな加入者の拡大・獲得に向け、農業共済の未実施品目や果樹共済の加入率の低い品目を重点品目に設定し、重点的に加入推進に取り組む。

③　農業者ごとの作付け品目の農閑期を考慮した推進カレンダーを作成し、効率的な加入推進につとめる。

④　重点普及地域を中心に新聞折込による PR を実施し加入に繋げる。

⑷　損害評価の適正化の方策

ア　農作物共済・畑作物共済

①　早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握につとめ、適正な損害評価を実施する。

②　評価体制については、管内の被害実態に応じ、弾力的かつ適正に評価地区の設定等を行う。

③　職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一と評価技術の向上を図る。また、肥培管理の適否はもとより、近年増加傾向にある獣害についても、農家

間に不公平が生じないよう分割評価の適正実施につとめる。

④　評価高のとりまとめに当たっては、生育・生産・被害状況等につき関係機関の客観資料に基づく比較検証を行い、損害評価高の適正化につとめる。

イ　家畜共済

①　高被害農家の事故発生の要因分析を行い、関係機関と協力して事故の低減につとめる。

②　死廃事故の現地確認、残存物価額の適正評価につとめる。

③　病傷事故給付基準を嘱託・指定獣医師に周知徹底し、事故の適正な取り扱いを行う。

ウ　果樹共済

①　損害評価の基礎となる基準収穫量については、園地ごとの実態に応じた設定が行われるよう専門技術者を講師に迎え現地講習会を開催し、各種条件指数（園地・肥培・隔年結果）等の適正な設定につとめる。

②　早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、迅速に被害実態の把握につとめ、適正な損害評価を実施する。

③　損害評価員等を対象に損害評価現地研修会等を開催し、損害評価任務の重要性について認識を高めるとともに、適確な見込収穫量の把握並びに分割評価など、評価眼の統一・損害評価方法等について周知し、損害評価の適正化を図る。

④　地域の作柄状況を把握するための客観資料の収集のため、近畿農政局和歌山県拠点・県及びＪＡ等出荷団体との連携強化につとめる。各支所は、同出先機関等において作柄に係る情報を収集し、各地域における生産量の適確な把握につとめる。

エ　園芸施設共済

①　組合員の事故発生通知から管内被害状況の把握までを迅速化するため、これに応じた評価体制の整備を進めるとともに効率的な損害評価を実施する。

②　職員を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上を図る。

③　大災害が発生した場合を想定し、通常とは違う状況に対応できる評価体制の構築につとめる。

オ　農機具共済

①　早期の事故発生通知及び損害通知を組合員に周知し、損害評価の迅速化と適正化につとめる。

②　事故確認時には加入内容の確認、共済事故の検証を行うとともに、損害評価要領に基づき事故の原因・罹災状況・過失度合等について十分把握した上、必要があれば損害評価会委員、査定員の客観的な助言も得つつ適正評価につとめる。

③　損害額の確定後は、早期の共済金請求書等関連書類の提出を組合員に周知し、迅速な共済金の支払につとめる。

⑸　執行体制の整備

ア　事務執行体制の整備方法

①　理事会

制度の的確な運営を期するため四半期ごとに理事会を開催するほか、必要に応じ開催し、適正な事業運営及び業務執行に関する重要事項について審議する。

②　監事会及び監査

監事会で決定した監査の方針等に基づき、業務の執行及び財産の健全な運営に資するため、年２回の定時監査を実施する。また、必要に応じ臨時監査を行う。

③　余裕金運用管理委員会

定款、経理規則に基づき的確な経理処理を行うとともに、四半期ごとに余裕金運用管理委員会を開催し、安全かつ効率的な余裕金の運用につとめる。

④　コンプライアンス改善委員会

四半期ごとに改善委員会を開催し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく取組状況の確認及び遂行内容の検証並びに改善につとめる。

イ　ＮＯＳＡＩ部長の設置及び職務

組合員との連絡等にあたるＮＯＳＡＩ部長の占める役割は大きいものとなるため、各地区の実態に即した人員を配置するとともに、共済事業の引受に係る事項及び損害通知の受理、その他組合業務に関する事項について、組合と組合員との連絡の任にあたる。また、制度の円滑な運営及び基礎組織の維持・活性化、意識の向上に取り組むため、ＮＯＳＡＩ部長を対象とした研修会を開催し、ＮＯＳＡＩ部長が活動しやすい環境づくりにつとめる。

ウ　職制及び職員の配置計画

①　農業保険を積極的に推進し、統括的な事業運営を行い、地域の実態に応じた効率的な事業実施体制を構築するため、組合機構の見直しを含め検討を進める。

②　参事統括のもと、職員を適材適所に配置するとともに職務の責任体制を明確化し、事業の円滑な運営と事務能率の向上、合理化につとめ、定期的な人事異動を行う。

③　職場内研修を開催し、職員の倫理・コンプライアンスへの意識を高め、誠実・公正な業務の遂行につとめる。また、課内ミーティング及び定期的な自主点検調査並びに「内部監査実施要領」に基づく内部監査を実施し、内部牽制機能の確立につとめる。

エ　役職員研修等の体制及び計画

農業共済制度の改正及び収入保険制度に適切な対応をしていくため、外部研修会等への派遣、また内部講習会等を開催し人材を育成するとともに組織の活性化につとめる。

また、業務・組織体制等において、世代別・部署（部門）別等の検討会を実施し、相互研鑽並びに情報共有につとめる。

⑹　予算統制方策

事業計画及び業務収支予算に基づき、毎月末に資金運用について検討し的確な予算の執行を行う。また、職員に業務収支執行状況を定期的に周知し、事業計画達成による収入確保を図るとともに、経費節減と財務の健全化につとめる。

尚、余裕金の運用に当たっては、余裕金運用管理委員会において策定する年間の当該運用に係る基本方針に基づき、期中の運用状況等を同期開催の理事会に報告しつつ、安全かつ効率的な運用につとめる。

⑺　その他

新たな全国運動「未来へつなぐ」サポート運動の実践による農業保険制度の普及推進、加入拡大を目指し、次の事項に取り組む。

① 事業計画の意思統一を図り計画目標達成のため、未加入農家の把握につとめ、強力に加入を推し進める。
② 組合員に対しＮＯＳＡＩ制度の仕組み、引受方式、補償の選択内容等の周知につとめる。
③ ネットワーク化情報システムの適正かつ効率的な運用管理につとめる。
④ リスク管理基本方針〈システムリスク〉に基づき、コンピュータシステムの安全稼働につとめる。
⑤ 農業共済新聞の役職員・基礎組織構成員の完全購読に取り組む。
⑥ 広報紙「ＮＯＳＡＩわかやま」、ホームページ、SNS を通じ、制度の周知及び情報提供につとめる。
⑦ 関係機関の情報誌に収入保険事業をはじめ、各事業のＰＲの掲載を依頼するとともに、各種イベントへも積極的に参画し制度の普及啓発に取り組む。
⑧ 共済部長会議等を通じ基礎組織の充実、強化を図る。
⑨ 共通申請サービス(eMAFF)利用推進のため、農家に対し eMAFF の周知と gBizID の取得奨励につとめる。